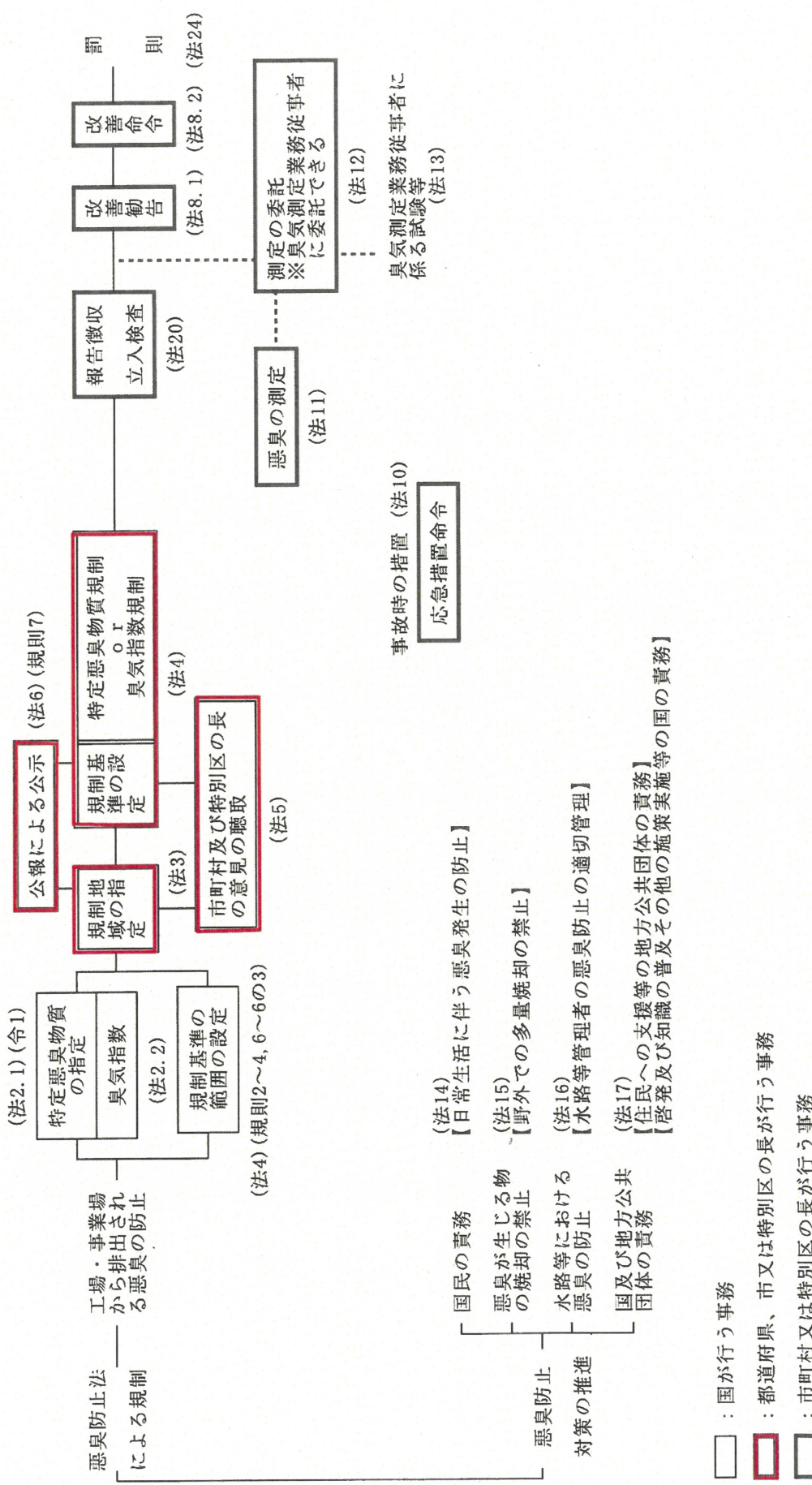


悪臭防止法等の関係法令等

- 悪臭防止法の体系 …… p 1
- 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） …… p 2
- 悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準
（昭和 61 年岡山県告示第 351 号） …… p 10

悪臭防止法の体系



(注) 1. 図にあげた項目以外に、規制基準の遵守義務 (法7)、国の援助 (法18)、研究の推進等 (法19)、条例との関係 (法23) 等について定めがある。
 2. 図中の () 内は条文である。例えば (法2.1) は悪臭防止法第二条第一項を示す。

○悪臭防止法

- (昭和四十六年六月一日)
- (法律第九十一号)
- 第六十五回通常国会
- 第三次佐藤内閣
- 改正 平成七年四月二一日法律第七一号
- 同一年七月一六日同第八七号
- 同一年一二月二二日同第一六〇号
- 同二年五月一七日同第六五号
- 同一年六月二二日同第五〇号
- 同二年六月二二日同第七〇号
- 同二年六月二四日同第七四号
- 同二三年八月三〇日同第一〇五号
- 同二三年一二月一四日同第一二二二号

悪臭防止法をここに公布する。

悪臭防止法

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 規制等 (第三条―第十三条)
- 第三章 悪臭防止対策の推進 (第十四条―第十九条)
- 第四章 雑則 (第二十条―第二十三条)
- 第五章 罰則 (第二十四条―第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(平七法七一・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「臭気指数臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の

希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

(平七法七一・平一法一六〇・一部改正)

第二章 規制等

(平一二法六五・改称)

(規制地域)

第三条 都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。)は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認めると認める住居が集合している地域その他地域を、工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。)の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)として指定しなければならない。

(平七法七一・平二三法一〇五・一部改正)

(規制基準)

第四条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

- 一 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
 - 二 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
 - 三 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でないとして認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。
- 一 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気の臭気指数の許容限度として定めること。
 - 二 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の

気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度（排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。第十二条において同じ。）又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

（平七法七・一・平一法一六〇・平一二法六五・一部改正）

（市町村長の意見の聴取）

第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する町村長の意見を聴かなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する町村長のほか、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

（平三法一〇五・一部改正）

（規制地域の指定等の公示）

第六条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めるときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止するときも、同様とする。

（平一法一六〇・一部改正）

（規制基準の遵守義務）

第七条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第八条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定め

て、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となつた日から一年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。

4 第二項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。

5 市町村長は、小規模の事業者に対して第一項又は第二項の規定による措置を執るときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。

（平七法七・一・平一法八七・一部改正）

（都道府県知事等に対する要請）

第九条 市町村長は、当該市町村の住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事若しくは関係市長に対し、規制地域を指定し、若しくは規制基準を設定し、若しくは強化すべきことを要請し、又は関係市町村長に対し、悪臭原因物を排出する事業場について前条第一項若しくは第二項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

（平七法七・一・平一法八七・平三法一〇五・一部改正）

（事故時の措置）

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならぬ。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならぬ。ただし、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務が同法第三十一条第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（平七法七・一・平一二法六五・一部改正）

（悪臭の測定）

第十一条 市町村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の

濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない。

(平七法七一・平一一法八七・一部改正)

(測定の委託)

第十二条 市町村長は、第八条第一項の規定による勧告及び第十条第三項の規定による命令を行うために必要な測定並びに前条の規定による測定の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、これらの測定のうち特定悪臭物質の濃度の測定についてはこれを適正に行うことができるものとして環境省令で定める要件を備える者に、これらの測定のうち臭気指数及び臭気排出強度（以下「臭気指数等」という。）に係る測定については、地方公共団体又は臭気測定業務従事者（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）若しくは臭気指数等に係る測定の業務を行う法人（当該測定を臭気測定業務従事者に実施させるものに限る。）にそれぞれ委託することができる。

- 一 次条第一項の試験及び適性検査に合格し、かつ、臭気指数等に係る測定の業務を適正に行うことができるものとして環境省令で定める条件に適合する者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、環境省令で定めるもの

(平一二法六五・追加)

(臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等)

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、一般財団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるとしてその指定する者（以下「指定機関」という。）に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることができる。

- 一 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。
- 二 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験検査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 四 試験検査事務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 五 第一項の試験又は適性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 六 前項の手数料は、環境大臣が行う第一項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するもの

については国庫の、指定機関がその試験検査事務を行う同項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定機関の収入とする。

7 環境大臣は、指定機関が一般財団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 環境大臣は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。
- 9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(平一二法六五・追加、平一一法五〇・一部改正)

第三章 悪臭防止対策の推進

(平七法七一・章名追加)

(国民の責務)

第十四条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(平七法七一・全改、平一二法六五・旧第十二条線下・一部改正)

(悪臭が生ずる物の焼却の禁止)

第十五条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

(平一二法六五・旧第十三条線下)

(水路等における悪臭の防止)

第十六条 下水溝、河川、池沼、港灣その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(平七法七一・追加、平一二法六五・旧第十四条線下)

(国及び地方公共団体の責務)

第十七条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活

環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(平七法七一・追加、平一二法六五・旧第十五条線下)

(国の援助)

第十八条 国は、事業場において発生する悪臭を防止するため必要な施設の設置又は改善につき、資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(平七法七一・追加、平一二法六五・旧第十六条線下)

(研究の推進等)

第十九条 国は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(平七法七一・追加、平一二法六五・旧第十七条線下)

第四章 雑則

(平七法七一・旧第三章線下)

(報告及び検査)

第二十条 市町村長は、第八条第一項若しくは第二項又は第十条第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の使用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、事業場における事故の状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、試験検査事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定機関に対し、試験検査事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定機関の事務所に立ち入り、試験検査事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平七法七一・旧第十四条線下・一部改正、平一一法八七・一部改正、平一二法六五・旧第十八条線下・一部改正)

(関係行政機関等の協力)

第二十一条 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、悪臭原因物を発生する事業場の事業活動、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、この法律の円滑かつ適正な施行を図るため、都道府県知事及び市町村長に対し、特定悪臭物質の濃度又は気体若しくは水の臭気指数の測定方法、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、助言その他の援助に努めるものとする。

(平七法七一・旧第十五条線下・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一二法六五・旧第十九条線下、平二三法一〇五・一部改正)

(経過措置)

第二十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(平一二法六五・追加)

(条例との関係)

第二十三條 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、悪臭原因物の排出に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(平七法七一・旧第十九条線下・一部改正、平一二法六五・旧第二十二条線下、平二三法一〇五・旧第二十四条線下)

第五章 罰則

(平七法七一・旧第四章線下)

第二十四條 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平七法七一・旧第二十条線下・一部改正、平一二法六五・旧第二十三条線下・一部改正、平二三法一〇五・旧第二十五条線下)

第二十五條 第十三条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一二法六五・追加、平二三法一〇五・旧第二十六条線下)

第二十六條 第十三条第八項の規定による試験検査事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一二法六五・追加、平二三法一〇五・旧第二十七条線下)

第二十七條 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一二法六五・追加、平二三法一〇五・旧第二十八条線下)

第二十八條 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平七法七一・旧第二十一条線下・一部改正、平一二法六五・旧第二十四条線下・一部改正、平二三法一〇五・旧第二十九条線下)

第二十九条 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(平二二法六五・追加、平二三法一〇五・旧第三十条繰上)

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十七条又は第二十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平七法七一・旧第二十二條繰下、平一二法六五・旧第二十五條繰下・一部改正、平二三法一〇五・旧第三十一條繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四十七年政令第二〇六号で昭和四十七年五月三十一日から施行)

附 則 (平成七年四月二一日法律第七一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の第三条の規定により指定された規制地域は、改正後の第三条の規定により指定されたもののみならず、

2 改正前の第四条の規定により定められた規制基準は、改正後の第四条第一項の規定により定められたもののみならず、

第三条 改正後の第四条第二項第一号の規定に基づく環境省令が施行されてから同項第三号の規定に基づく環境省令が施行されるまでの間における同条の規定の適用については、同条第一項第三号中「第一号の許容限度を基礎として」とあるのは「第一号の許容限度(次項第一号の規制基準を定めるところに伴い廃止された第一号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廃止された規制基準に係る許容限度)を基礎として」と、同条第二項中「同項の規定により規制基準を定めることにより、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定める」とあるのは「環境省令で定めるところにより、同項各号のいずれかの規制基準に代えて、次の各号の規制基準で当該いずれかの規制基準に対応するものを次の各号に掲げるところにより定める」とする。

(平一一法一六〇・一部改正)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五款、簡名並びに二款及び款名を加える改正規定(同

法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第四百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五百七十七條第四項から第六項まで、第六百六十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第五百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六百六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二條から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。))に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の

規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続を

しなればならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二五年五月一七日法律第六五号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目的として、この法律による改正後の第十条、第十二条及び第十三条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成二三年六月二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二三年法律第百五号)の公布の日＝平成二三年八月三〇日)

附 則 (平成二三年六月二日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一輛音規制法(昭和四十四年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十四年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八

条の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、第五十條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條(道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。)、第一百條(土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。)、第一百二條(道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四條の改正規定を除く。)、第一百七條、第一百八條、第一百五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第一百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。)、第一百十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第二百二十九條の三、第四百一十一條の二及び第四百二十二條の改正規定に限る。)、第二百五十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第二百三十條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第九十四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。)、第二百四十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業界業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第二百四十五條、第二百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第二百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第二百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第二百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。)、第二百五十七條、第二百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。)、第六十九條、第七十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條

の改正規定に限る。) 、 第七百七十四条、 第七百七十八条、 第七百八十二条 (環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。) 及び第七百八十七条 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、 同法第二十八条第九項の改正規定 (「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。) 、 同法第二十九条第四項の改正規定 (「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。) 並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。) の規定並びに附則第十三条、 第十五条から第二十四条まで、 第二十五条第一項、 第二十六条、 第二十七条第一項から第三項まで、 第三十条から第三十二条まで、 第三十八条、 第四十四条、 第四十六条第一項及び第四項、 第四十七条から第四十九条まで、 第五十一条から第五十三条まで、 第五十五条、 第五十八条、 第五十九条、 第六十一条から第六十九条まで、 第七十一条、 第七十二条第一項から第三項まで、 第七十四から第七十六条まで、 第七十八条、 第八十条第一項及び第三項、 第八十三条、 第八十七条 (地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。) 、 第八十九条、 第九十条、 第九十二条 (高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。) 、 第一百零一条、 第一百零二条、 第一百零七条から第一百七十条、 第一百七十二条 (地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (平成二十二年法律第七十二号) 第四条第八項の改正規定に限る。) 、 第一百零九条、 第二百一十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(平二三法七〇・平二三法一一二・一部改正)

(悪臭防止法の一部改正に伴う経過措置)

第七百六条 都道府県知事が、 第七百七十四条の規定の施行に際し、 同条の規定による改正前の悪臭防止法第三条の規定により指定した規制地域 (市の区域内の地域に限る。) の指定を解除し、 及び同法第四条の規定により定められた規制基準 (市の区域内の地域に係るものに限る。) を廃止しようとする場合においては、 同法第五条第一項後段及び第二項の規定は、 適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあつては、 当該規定、 以下この条において同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、 政令で定める。

附 則 (平成二十三年一月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条、 第八条、 第九条及び第十三条の規定 公布の日

○悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準

- 昭和六十一年四月一日
岡山県告示第三百五十一号
- 改正 昭和六十二年四月一日告示第三七三三号
昭和六十二年四月一日告示第三四九号
昭和六十二年四月一日告示第三三九七号
平成元年四月一日告示第三九七号
平成三年一月一日告示第一六号
平成五年四月一三日告示第二八七号
平成六年四月一日告示第二六〇号
平成七年四月四日告示第二三八号
平成八年五月二四日告示第三三九号
平成一〇年四月一日告示第二五二五号の五
平成一三年三月三〇日告示第一八九号
平成一四年三月二二日告示第一五三三号
平成一六年九月三〇日告示第五六〇号
平成一六年一〇月二九日告示第六一六号
平成一七年二月二五日告示第一一四号
平成一七年二月二五日告示第一一五号
平成一七年三月一日告示第一三二二号
平成一七年三月一八日告示第二〇三三号
平成一七年三月二九日告示第二三五五号
平成一七年七月二六日告示第四六八号
平成一八年二月二一日告示第七九号
平成一八年三月一四日告示第一三二二号
平成一八年六月一三日告示第三五七号
平成一九年一月一九日告示第二四号
平成一九年三月二七日告示第一六四号
平成二二年三月三〇日告示第三二四号
平成二四年三月一六日告示第一八九号

悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準
(規制地域)

第一条 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条に規定する事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域は、別表第

一の指定地域欄に掲げる地域及び別表第二の指定地域欄に掲げる地域とする。

(平八告示三三九・平一三告示一八九・一部改正)

(規制基準)

第二条 法第四条第一項第一号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準は、次のとおりとする。

特定悪臭物質	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
アンモニア	一	二
メチルメルカプタン	〇・〇〇二	〇・〇〇四
硫化水素	〇・〇二	〇・〇六
硫化メチル	〇・〇一	〇・〇五
二硫化メチル	〇・〇〇九	〇・〇三
トリメチルアミン	〇・〇〇五	〇・〇二
アセトアルデヒド	〇・〇五	〇・一
プロピオンアルデヒド	〇・〇五	〇・一
ノルマルブチルアルデヒド	〇・〇〇九	〇・〇三
イソブチルアルデヒド	〇・〇二	〇・〇七
ノルマルパレルアルデヒド	〇・〇〇九	〇・〇二
イソパレルアルデヒド	〇・〇〇三	〇・〇〇六
イソブタノール	〇・九	四
酢酸エチル	三	七
メチルイソブチルケトン	一	三
トルエン	一〇	三〇
スチレン	〇・四	〇・八
キシレン	一	二
プロピオン酸	〇・〇三	〇・〇七
ノルマル酪酸	〇・〇〇一	〇・〇〇二
ノルマル吉草酸	〇・〇〇〇九	〇・〇〇二
イソ吉草酸	〇・〇〇一	〇・〇〇四

備考

- 各欄に掲げる値の単位は、体積百万分率とする。
- 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ別表第一の第一種区域欄及び第二種区域欄に掲げ

る区域をいう。

- 2 法第四条第一項第二号に規定する気体排出口における規制基準は、前項の規制基準として定められた値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第三条に規定する方法により算出して得た流量とする。
- 3 法第四条第一項第三号に規定する事業場から排出される排水に含まれるものの敷地外における規制基準は、第一項の規制基準として定められた値を基礎として、悪臭防止法施行規則第四条に規定する方法により算出して得た排水中の濃度とする。

（平二告示一六・平七告示二三八・平八告示三三九・平一三告示一八九・一部改正）

第三条 法第四条第二項第一号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準は、次のとおりとする。

町村	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
和気町	一二	一四
美咲町		一四

備考

第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ別表第二の第一種区域欄及び第二種区域欄に掲げる区域をいう。

- 2 法第四条第二項第二号に規定する気体排出口における規制基準は、前項の規制基準として定められた値を基礎として、悪臭防止法施行規則第六条の二に規定する方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数とする。
- 3 法第四条第二項第三号に規定する事業場から排出される悪臭原因物である水の敷地外における規制基準は、第一項の規制基準として定められた値を基礎として、悪臭防止法施行規則第六条の三に規定する方法により算出して得た排水の臭気指数とする。

（平一三告示一八九・追加、平一八告示七九・平二四告示一八九・一部改正）

附 則
（施行期日）

- 1 この告示は、昭和六十一年四月一日から施行する。
（関係告示の廃止）
- 2 昭和五十年岡山県告示第六百十二号（悪臭物質の規制地域及び規制基準の設定）は、廃止する。
附 則（昭和六十二年告示第三七三号）

この告示は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年告示第三四九号）

この告示は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年告示第三九七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年告示第一六号）

この告示は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成五年告示第二八七号）

この告示は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成六年告示第二六〇号）

この告示は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表の備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年告示第二三八号）

この告示は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成八年告示第三三九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年告示第二五二号の五）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年告示第一八九号）

この告示は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、別表の備考2の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年告示第二五三号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第五六〇号）

この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第六一六号）

この告示は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一四号）

この告示は、平成十七年二月二十八日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一五号）

この告示は、平成十七年三月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一三二号）

この告示は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二〇三号）

この告示は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二三五号）

この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第四六八号）

この告示は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則 (平成一八年告示第七九号)

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則 (平成一八年告示第一三二号)

この告示は、平成十八年三月二十一日から施行する。

附 則 (平成一八年告示第三五七号)

この告示は、平成十八年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年告示第二四号)

この告示は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成一九年告示第一六四号)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年告示第三二四号)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年告示第一八九号)

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第一 (第一条、第二条関係)

- (昭六二告示三七三・昭六三告示三四九・平元告示三九七・平五告示二八七・平六告示二六〇・平七告示二三八・平八告示三三九・平一〇告示二五二の五・平一三告示一八九・旧別表・平一四告示一五三・平一六告示五六〇・平一六告示六一六・平一七告示一四・平一七告示一一五・平一七告示一三二・平一七告示二〇三・平一七告示二三五・平一七告示四六八・平一八告示七九・平一八告示一三二・平一八告示三五七・平一九告示二四・平一九告示一六四・平二二告示三二四・平二四告示一八九・一部改正)

町村	指定地域	
	第一種区域	第二種区域
和気町		平成十八年二月二十八日現在における佐伯町のすべての地域
早島町	用途地域	第一種区域以外の地域
里庄町		すべての地域
矢掛町	用途地域	
勝央町	用途地域	
美咲町		平成十七年三月二十一日現在における中央町のすべての地域
吉備中央町	用途地域	

備考

1 用途地域とは、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

2 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部に備え縦覧に供する。

別表第二 (第一条、第三条関係)

- (平一三告示一八九・追加、平一七告示一三二・平一七告示二〇三・平一八告示七九・平二二告示三二四・平二四告示一八九・一部改正)

町村	指定地域	
	第一種区域	第二種区域
和気町	平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち用途地域 (準工業区域を除く。)	平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種区域以外の地域
美咲町		平成十七年三月二十一日現在における柵原町のすべての地域

備考

1 用途地域及び準工業地域とは、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

2 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部環境文化部に備え縦覧に供する。